

相楽東部広域連合に関係町村の条例を準用する条例

平成 20 年 12 年 22 日
条 例 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、相楽東部広域連合(以下「広域連合」という。)に広域連合を組織する町村(以下「関係町村」という。)の条例を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(和東町の条例の準用)

第 2 条 この広域連合に、和東町の次に掲げる条例を準用する。

- (1) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (2) 職員の定年等に関する条例
- (3) 職員の休職の事由に関する条例
- (4) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- (5) 臨時的に任用された職員の分限に関する条例
- (6) 職員の服務の宣誓に関する条例
- (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例
- (8) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (9) 職員の育児休業等に関する条例
- (10) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
- (11) 和東町証人等の費用弁償に関する条例
- (12) 和東町職員の給与に関する条例
- (13) 職員等の旅費に関する条例
- (14) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- (15) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- (16) 和東町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (17) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- (18) 和東町行政手続条例
- (19) 和東町暴力団排除条例

(条例の準用の特例)

第 3 条 第 2 条第 1 号から 4 号、6 号から 9 号及び 12 号の規定にかかわらず、関係町村から広域連合に派遣された職員の人事、給与等については、当該職員を派遣した関係町村の次に掲げる条例を準用する。

- (1) 職員の分限について定めた条例
- (2) 職員の定年等について定めた条例
- (3) 職員の休職等について定めた条例
- (4) 職員の懲戒について定めた条例
- (5) 職員の服務の宣誓について定めた条例
- (6) 職務に専念する義務の特例について定めた条例
- (7) 職員の勤務時間及び休暇等について定めた条例
- (8) 職員の育児休業等について定めた条例
- (9) 一般職の職員の給与について定めた条例

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。